

短信

資本金の半額損失

PERTE DE LA MOITIE DU CAPITAL

会社の自己資本が資本金の半分を下回った場合に取りべき措置が、商法に規定されています。（株式会社においてはL 225-248 条 1 項、有限会社についてはL 223-42 条 1 項、略式株式会社はL 227 条 2 項）

同措置は以下の通りです。

1. 株主総会を開催し、（損失について）以下の決議を行う。（同総会は、決算承認の総会から4ヶ月以内に開催することとなっていますが、実際には決算承認の総会と同じ日に開催されることが多く見られます。）
 - 会社解散、又は
 - 事業継続

2. 事業の継続が決議された場合、損失の確認が行われた総会から数えて2年目の事業年度終了時まで、以下の措置を講じる事となります。
 - 利益を上げる、又は増資を行うことによって、自己資本を少なくとも資本金の半額にまで立て直す、又は
 - 積立金取り崩し後の損失額と同額の減資を行う。但し、減資後の資本金額が、法定の必要最低資本金額を下回らないこと。

例えば

A – 資本金	1,000,000 €
B – 積立金	200,000 €
<hr/>	
C = A + B 自己資本計	1,200,000 €
D = 2014/1/1~12/31 事業年度の損失	800,000 €
E = C - D 2014/12/31 時点の自己資本計	400,000 € (1,000,000 €の 50%以下)

2014	2015	2016	2017
2014/12/31	2015/06/30		2017/12/31
800,000 €の損失	決算承認決議の総会 及び特別総会		自己資本再建の最終期日

自己資本を再建する方法として、

- 2015年、2016年、2017年で、計10万€以上の利益を上げる。
- 2015年、2016年、2017年で、利益も損失も出なかった場合は、20万€の増資を行う。
(これにより、新資本金 = 120万€、自己資本計 = 60万€)

でなければ、積立金を取崩し、残った損失分の減資を行うこととなります。

$$800,000 \text{ €} - 200,000 \text{ €} = 600,000 \text{ €}$$

$$1,000,000 \text{ €} - 600,000 \text{ €} = 400,000 \text{ € (新資本金)}$$

以上、ここでは概要の説明だけに留めましたが、実際に行われる場合は、事前に顧問弁護士（及び監査人）にご相談ください。